

秋田市立港北小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子どもが一定の人的関係にある他の児童等から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、心身の苦痛を感じるものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- いじめは、卑劣な行為であり、絶対に許されないこと
- いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
- いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

- (1) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実といじめが起こりにくい環境づくり
 - ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、いじめ問題について考え、議論したりするなど、子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるように支援します。
 - ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
 - ・外部の専門家を招いた研修会などを実施し、いじめの未然防止・即時対応の取組の充実を図るとともに、全職員で、いじめが起こりにくい環境づくりに共通認識をもって努めます。
- (2) 児童会活動の充実
 - ・異学年交流活動（サイコロ活動）を充実し、年間を通して、子どもたちの自己有用感を育てる活動を実施します。また、児童会活動や学校行事等で、子ども一人一人が活躍する場や他者から認められる場を設定し、自尊感情を高め、いじめが起こりにくい環境づくりに向けた子ども主体の活動を重視します。
- (3) 体験活動の充実
 - ・自分と友だちの違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、体験活動を通じた学習の充実を図ります。
- (4) 「分かる・できる授業」づくりの推進
 - ・子どもの発達段階や特性、心情を鑑み、子どもたちが、満足感や達成感を味わうことができるような場面を設定することや、一人一人の学習状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる学習の振り返りを行うなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

3 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。そして、いじめ行為を軽視することなく、積極的にいじめを認知して、対処をします。

(1) 学校生活アンケートの実施・分析

- ・年3回（6月、11月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて子どもの様子を適切に把握するための聞き取り調査を実施します。

(2) 個人面談・保護者面談の実施

- ・学級担任が面談・対話を通して、子どもの悩みや学校生活に関する不安等を聞き取ります。

(3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、状況に応じて、学年主任、教頭、教育相談担当、生徒指導主事が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(4) 「港北小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どもの些細な兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに「港北小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

4 いじめへの組織的な対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「港北小いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもの対応をするかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から、事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめを受けた子どもや、いじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保します。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係諸機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援を継続します。
- ・いじめの行為そのものに対し、反省を促すことの重要性について共通理解を図ります。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

5 いじめ防止対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取り組みを組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学校運営協議員により「港北小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

校報やPTAなどを通し、「港北小いじめ防止基本方針」に基づいた学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 学校運営協議会による情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、地域の方々とともに考えるようにします。

(2) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3) 校内研修会の実施

- ・いじめ防止に向けた校内研修会や、必要な応じて外部から専門家を招いての研修会などを開催します。

(4) ホームページ・生徒指導だよりの活用

- ・学校の取組を随時お知らせし、子どもたちの学習活動を紹介します。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。